

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和 8年 5月18日	
一 宮 市 長 殿	
	提出者 住 所 愛知県一宮市三条字中34番地4 氏 名 株 式 会 社 吉 田 組 代表取締役 XXXXXXXXXX (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0586-61-1181
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社 吉田組
事業場の所在地	愛知県一宮市三条字中34番地4
計画期間	令和 8年 4月 1日～令和 9年 3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	総合工事業
② 事業の規模	元請完成工事高 97,491万円
③ 従業員数	28名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	付 紙

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

本社 管理責任者

└── 土木部・建築部（工事現場責任者）

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状

【前年度（令和 7年度）実績】

産業廃棄物の種類

別紙の通り

排 出 量

別紙 1

t

（これまでに実施した取組）

- ・ 分別の徹底を行う。（混合廃棄物を減らす）
- ・ 工法の改善（工場加工現場組立）を減らす
- ・ 梱包材の簡素化を行う

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類

別紙の通り

排 出 量

別紙 2

t

（今後実施する予定の取組）

- ・ 現状の取り組みをさらに強化する

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

- ・ コンクリート
- ・ コンクリート及び鉄材から成る建設資材
- ・ 木材
- ・ アスファルト・コンクリート
- ・ 紙くず、廃石膏ボード、金属くず、廃プラスチック
- ・ 建設汚泥

②計画

（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
現状の取り組みを更に強化し、混合廃棄物のボックスを無くす又は、より小さなボックスに変更する等の指導を行う。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和 7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	なし	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	なし	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和 7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	なし	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	なし	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和 7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	なし	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	なし	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和 7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	なし	
	全 処 理 委 託 量	t 別紙の通り	t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	t 別紙 1	t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組) 可能な限り再生処理業者への処理委託を行い、最終処分量の低減を図る。		

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	全処理委託量	別紙2 t	
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 処理業者を選定する場合は、優良認定処理業者を優先する。		
	※事務処理欄		

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1 (様式第二号の八(第2・4面))

産業廃棄物の搬出の抑制に関する事項

①現状

産業廃棄物の種類	がれき類			建設汚泥	廃プラスチック類	木くず	紙くず	繊維くず	廃油	蛍光灯	ガラス・陶磁器くず	石綿含有混合物			混合廃棄物		合計	
	コンクリート殻	アスファルト殻	その他								ガラス・コンクリート	廃石膏ボード	廃プラ	がれき類	ガラス陶磁器くず	管理		安定
排出量	2,175.99	2,295.92	25.18	2.87	67.3	39.2	0.3	0.36	0.18	0.15	1.00	42.34	4.90	15.20	7.00	1.86	31.40	4,711.150

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

[illegible]

別紙2 (様式第二号の八(第2・4面))

産業廃棄物の搬出の抑制に関する事項

②計画

産業廃棄物の種類	がれき類			建設汚泥	廃プラスチック類	木くず	ガラス・陶磁器くず	混合物		石綿含有混合物		合計
	コンクリート殻	アスファルト殻	その他					安定型	管理型	安定型	管理型	
排出量	2,500.0	2,000.0	50.0	10.0	50.0	50.0	30.0	20.0	10.0	20.0	10.0	4,750.0

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

②計画

[illegible]

産業廃棄物の一連の処理工程

